

技能講習修了証における旧姓等の併記について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第40号)により、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づく様式が改正され、令和4年4月1日から、技能講習修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)を併記できることとなりました。

それに伴い、受講申込書及び修了証書替等申請書にも、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄が新設されました。

技能講習の受講の申込者等から、申請書等により旧姓等の併記の希望があった場合には、次の方法で確認できるものに限り、修了証の氏名欄に併記します。

記

【旧姓を使用した氏名の場合】

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書

【通称の場合】

住民票又はそれに類する証明書